

介護職員の皆さんへ【令和3年 介護報酬改定より】

令和4年度「介護職員等（特定）処遇改善加算」に係る賃金について

- 令和3年の介護報酬改定の概要
 - ・処遇改善加算 **〔算定要件の変更なし〕**
介護サービス事業所における稼働および売りに上げに比例する介護職員処遇改善加算で得た金額以上の賃金を介護職員に支給することが条件。
 - ・特定処遇改善加算 **〔算定要件の変更あり〕**
介護サービス事業所における「経験・技能のある介護福祉士(a)」と「その他の介護士(b)」の賃金改善割合が変更されました。
【現行：**(a)は(b)の2倍以上**の賃金改善を行うことが条件】 ⇒ 【改定：**(a)は(b)を超える**賃金改善を行うことが条件】

●加算を受給する介護サービス・加算要件

最も上位の加算 加算（Ⅰ）以外

介護サービス	現行の届出加算区分	算定要件	特定加算の区分	加算（Ⅰ）	加算（Ⅱ）
老健	サービス提供体制加算（Ⅰ）	介護福祉士80%以上	加算（Ⅰ）	2.1%	1.7%
MD通所リハ	サービス提供体制加算（Ⅰ）	介護福祉士70%以上	加算（Ⅰ）	2.0%	1.7%
ケアステ	特定事業所加算（Ⅰ）	介護福祉士30%以上かつ他条件をクリア	加算（Ⅰ）	6.3%	4.2%
WL通所リハ	サービス提供体制加算（Ⅰ）	勤続10年以上の介護福祉士が25%以上	加算（Ⅰ）	2.0%	1.7%
夕暮デイ	サービス提供体制加算（Ⅲ）	勤続7年以上の職員が30%以上	加算（Ⅱ）	1.2%	1.0%

●その他の加算要件（キャリアパス要件・職場環境要件・見える化要件）

キャリアパス要件として	Ⅰ	職責における職務内容等を定め賃金体系を定めている。
	Ⅱ	研修の機会を確保し、実務者研修で3万円を補助している。
	Ⅲ	一定の基準に基づく昇給判定、経験年数に応じた昇給を実施している。
職場環境要件として	人職促進	「職員としての心得」を配布し経営理念を明確化している。
	資質の向上	定期的な面談・相談機会の確保を実施している。
	両立支援	民間の保育所と提携している。
	健康管理	短時間職員も含め全職員に定期健康診断を実施している。
	教務改善	TQM活動により業務改善を実施している。
見える化要件として	やりがいの醸成	全体朝礼や管理会議等で法人の理念等を案内している。
		ホームページへの掲載を実施している。

●幸信会における賃金改善対象者 ※前年同様に対象者の変更は無し。（診療報酬上の介護職員にも支給しています。）
「経験・技能のある介護職員」①② 「他の介護職員」③④⑤⑥

(a)	①	・介護福祉士であり、法人内介護経験10年以上の介護主任
	②	・介護福祉士であり、法人内介護経験10年以上の介護副主任、介護主任補佐、リーダー、サービス提供責任者

(b)	③	・介護主任補佐、リーダー
	④	・常勤の介護士
	⑤	・非常勤の介護士
	⑥	・非常勤の入浴介護士

●賃金改善額

	介護職手当	うち処遇改善分	うち特定処遇分
①	月額20,000円	月額10,000円	月額10,000円
②	月額20,000円	月額10,000円	月額10,000円
③	月額20,000円	月額10,000円	月額10,000円
④	月額20,000円	月額10,000円	月額10,000円
⑤	時給80円の増額	—	時給80円の増額
⑥	時給50円の増額	—	時給50円の増額

●賃金改善の実施時期（期間）

令和4年4月（4/16～5/15）の賃金から令和5年3月（3/16～4/15）まで
（注）来年以降も介護職員等特定処遇改善加算の算定を予定していますが、加算の算定状況により、本賃金改善は減額または終了となります。

●まとめ

「介護職員等（特定）処遇改善加算」に係る手当は、前年度と同内容で支給します。